

2020年12月18日

中央大学

日本学生支援機構第二種奨学金の継続貸与（休学中の学生対象）

現在、第二種奨学金の貸与を受けている者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、**今年度中に休学しボランティアに参加する等の活動を行う者**で、在学学校長がその休学期間の活動が有意義であると認めた者については、休学中も貸与を最大1年継続できます。以下の内容を確認の上、提出の準備を進めてください。

（1）対象学種

学部生

大学院修士・博士前期課程、専門職大学院（法科大学院を含む。）

（2）対象者の要件

次の①~③の全てを満たす者

①令和2年度に第二種奨学金の貸与を受けている者

②新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和2年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行う者

※ 令和2年4月以降、既に休学し当該活動を行っている者も対象です。

※ 申請時において既に復学し、令和2年度末までに当該活動を行わないことが確定している者は対象外です。

※ 令和3年4月以降の活動の取り扱いについては、追ってお知らせします。

③②の休学期間の活動が有意義であること、及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者※ 「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」等の活動内容であることが認められる場合は対象となります。

（3）提出書類

「休学时奨学金継続願」※活動詳細欄には以下の2点を記載するようにしてください。

① 「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に休学し活動（具体的に記載）を行うこと」

② 「奨学金の継続が必要であること」

（5）提出期限

令和3年1月6日（水）※必着

（6）貸与期間

活動を開始した月から最大1年間